

## 第196号議案

### 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年長崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

九州新幹線西九州ルート農業用渴水対策施設維持管理基金	九州新幹線西九州ルート農業用渴水対策施設の維持管理に要する経費の財源に充当する。
----------------------------	--

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

九州新幹線西九州ルート農業用渴水対策施設の維持管理に要する経費の財源に充てるための基金を設置したいので、この条例案を提出する。

## 第197号議案

### 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

長崎市手数料条例（令和7年長崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第3第12項第57号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同項第58号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

## 第198号議案

### 長崎市市民センター条例の一部を改正する条例

長崎市市民センター条例（平成14年長崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5項の表研修室7の項を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（長崎市市民センター条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 長崎市市民センター条例の一部を改正する条例（令和7年長崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定中「同表第5項中「335」を「720」に、「115」を「270」に、「230」を「430」に、「314」を「670」に、」を「同表第5項の表研修室1の項中「335」を「720」に改め、同表研修室2の項中「115」を「270」に改め、同表研修室3の項及び研修室4の項中「230」を「430」に改め、同表研修室5の項及び研修室6の項中「115」を「270」に改め、同表多目的室の項中「314」を「670」に改め、同表体育館の項中」に改める。

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

## 理 由

放課後児童クラブの運営場所として活用を図るため、長崎市古賀地区市民センターの研修室 7 を廃止したいので、この条例案を提出する。

## 第199号議案

### 長崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

長崎市中央卸売市場業務条例（昭和50年長崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「第30条第1項第1号」を「第30条第1号」に改め、同条第2項第5号中「第30条第1項第6号」を「第30条第6号」に改める。

第55条の次に次の1条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第55条の2 市長は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、公表するものとする。

(1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）

(2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第32条第1項及び第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

## 理 由

卸売市場法の一部が改正され、中央卸売市場の認定の要件として指定飲食料品等のうち取り扱う品目等を公表することが追加されたことに伴い、長崎市中央卸売市場における当該品目等の公表に関する事項を定めたいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

## 第 2 0 0 号議案

### 長崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例

長崎市火入れに関する条例（昭和 59 年長崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災に関する警報」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行わないように努めなければならない。

第 10 条中「とき、」を「場合」に、「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に、「火災警報」を「火災に関する警報」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 火入責任者は、林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火するよう努めなければならない。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 3 項の改正規定及び第 10 条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

林野火災の予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報が設け

られることに伴い、森林等への火入れの規制を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

## 第201号議案

### 長崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

長崎市都市公園条例の一部を改正する条例（令和7年長崎市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち長崎市都市公園条例（昭和34年長崎市条例第27号）別表第4第2項の改正規定中「1回」を「1回24時間」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

稲佐山公園展望台駐車場の適正な管理を図るため、当該駐車場の利用に係る単位を見直したいので、この条例案を提出する。

## 第202号議案

### 長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（平成5年長崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加え、同条の表(イ)の項中「を除く」を「及び共同住宅を除く」に、「特定用途に」を「特定用途（共同住宅を除く。）に」に改める。

第5条中「、特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加え、同条の表(イ)の項中「及び倉庫」を「、倉庫及び共同住宅」に、「特定用途に」を「特定用途（共同住宅を除く。）に」に改める。

第7条中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加え、「又は用途変更に」を「若しくは用途変更に」に改める。

第9条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、建築物に附置すべき駐車施設のうち、少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者等（車椅子を使用している者その他の歩行が困難な者をいう。）が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(1) 建築物に附置すべき駐車施設の台数が200以下の場合 当該台数

に 100 分の 2 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) 建築物に附置すべき駐車施設の台数が 200 を超える場合 当該台数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数

第 9 条第 3 項を削り、同条中第 4 項を第 3 項とする。

第 21 条を第 22 条とし、第 20 条を第 21 条とする。

第 19 条第 2 項中「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 10 条」を「第 11 条第 1 項」に改め、同条を第 20 条とする。

第 18 条第 1 項中「第 16 条」を「第 17 条」に改め、同条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とする。

第 16 条中「（第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築物又は建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）」を削り、同条に次の 1 項を加え、同条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とする。

2 第 10 条の規定により特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならない。

第 14 条中「及び第 7 条」を「又は第 7 条」に改め、同条を第 15 条とする。

第 13 条中「及び」を「又は」に改め、同条を第 14 条とする。

第 12 条第 1 項及び第 6 項中「及び」を「又は」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条第 3 項中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条に次の 1 項を加え、同条を第 11 条とする。

2 第 4 条から第 7 条までの規定により附置された駐車施設（次条第 1 項

又は第2項の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。第17条第1項において同じ。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、市長に届け出なければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

(特殊の装置)

第10条 第4条、第6条又は第7条の規定により附置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前条第1項及び第2項の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定(「特定用途」の次に「(共同住宅を除く。)」を加える部分を除く。)、第9条第1項の改正規定及び第12条から第14条までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第9条第2項の規定は、令和8年10月1日以後に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者から適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、なお従前の例による。

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

## 理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 駐車場法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要がある。
- 2 車椅子使用者等に係る駐車施設の規模等の見直し等をしたい。
- 3 その他所要の整備をしたい。

## 第 203 号議案

### 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

長崎市火災予防条例（昭和 37 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

#### 目次中

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 2  
9 条の 2 – 第 29 条の 7 ）」

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 2  
9 条の 2 – 第 29 条の 7 ）」

第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8 ・ 第 29 条の 9 ）」  
改める。

第 29 条中「火災に関する警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。第 29 条の 9 において同じ。）」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

#### 第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下の条及び次条において「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市長が指定する区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の

使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第50条の3第1項第3号中「第53条」を「第53条第1項」に改める。

第53条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

林野火災の予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報の発令等について定めたいのと、住宅等における設備の変化を勘案し、火の使用に関する制限を見直したいので、この条例案を提出する。

## 第204号議案

### 長崎市交通安全対策会議条例を廃止する条例

長崎市交通安全対策会議条例（昭和46年長崎市条例第14号）は、廃止する。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 非常勤の職員の報酬等に関する条例（昭和31年長崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

交通安全対策基本法の一部が改正され、市町村交通安全計画の作成が任意とされたこと等を総合的に勘案し、長崎市交通安全対策会議を廃止したいので、この条例案を提出する。

## 第205号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称 長崎市永井隆記念館

2 指定管理者 長崎市上野町22番5号

特定非営利活動法人長崎如己の会

理事長 朝長万左男

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

長崎市永井隆記念館の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 「参 照」

### 地方自治法

第244条の2第3項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 第206号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

#### 1 公の施設の名称

- (1) 二輪車等駐車場（長崎市築町二輪車等駐車場を除く。）
- (2) 長崎駅西口自動車整理場

#### 2 指定管理者 長崎市田中町581番地3

村上ホンダ販売株式会社

代表取締役 村上順三

#### 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

二輪車等駐車場及び長崎駅西口自動車整理場の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第207号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市茂木地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市茂木町75番地10  
茂木コミュニティ連絡協議会  
会長 川添哲平
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで  
令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

長崎市茂木地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第208号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市日見地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市界2丁目1番19号  
日見地区ふれあいセンター運営委員会  
会長 奥村修計
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで  
令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

長崎市日見地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第209号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称 長崎市野母崎樺島地区ふれあいセンター

2 指定管理者 長崎市野母崎樺島町459番地2

野母崎樺島地区コミュニティ連絡協議会

会長 小川 隆

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

長崎市野母崎樺島地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第 210 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称 長崎市南部市民センター

2 指定管理者 長崎市末石町 162 番地

長崎市南部市民センター運営委員会

会長 松尾英昭

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 25 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理由

長崎市南部市民センターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第211号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市出津地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市西出津町2794番地1  
出津コミュニティ協議会  
会長 杉山和利
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで  
令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

長崎市出津地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第212号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称 長崎市民会館

2 指定管理者 長崎市尾上町5番6号

株式会社N B C ソシア

代表取締役 下田智行

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

長崎市民会館の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第 2 1 3 号議案

### 地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画の変更の認可について

地方独立行政法人長崎市立病院機構から地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画の変更に係る認可申請があつたので、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項の規定により同計画の一部を別紙のとおり変更することについて認可するものとする。

令和 7 年 1 月 25 日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

長崎みなとメディカルセンターにおいて許可病床数等を変更することに伴う地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画の変更を認可したいが、この中期計画の変更を認可するに当たっては、地方独立行政法人法第 83 条第 3 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

地方独立行政法人長崎市立病院機構第4期中期計画の一部を次のとおり変更する。

「  
R9 目標値  
11.0  
」を「  
R9 目標値  
10.1  
」に改める。  
」

第3の1の1.を次のとおり変更する。

1. 第3期中期計画期間での検討結果に基づき、当面休床中の59床を除く454床（結核・感染症病床19床を含む。）での入院診療体制を維持し、高稼働を実現する。第4期中期計画期間中における病床の適正化については、人口動態の推移や地域医療構想の動向を踏まえた分析を行い、令和8年度以降は415床（結核・感染症病床19床を含む。）へ削減することとし、引き続き持続可能な病院運営に向け安定的かつ高効率に病床を稼働させる。なお、病床数に合わせて変更する患者数や単価等収入に関係する数値は、当該中期計画期間前半の厳しい経営状況に鑑み直近の実績値（以下「実績値」という。）を基にしているため、次に示す病床稼働率に係る目標値は実績値に基づくものである。

**【目標値】**

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
病床稼働率 (%)	77.9	63.8	63.7	61.1	80.4
病床数	513	513	513	474	415

病床稼働率：延べ入院患者数／（病床数×暦日）×100

令和4年8月～令和7年1月 59床休床

令和7年2月～ 93床休床

**【参考】**

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
※延べ入院患者数 (人)	146,214	119,536	119,286	105,643	122,168
※暦日 (日)	366	365	365	365	366

第3の2の(2)の1.及び2.を次のとおり変更する。

1. 病床数や業務量に見合った各部署の適正な配置数を定める。また、職員の適正な配置のための採用計画や配置見直し計画を策定する。
2. 安全かつ持続可能な病院経営を行うため、患者数に準拠した医療提供体制を隨時検証し人員体制の維持に努める。

第4の1の(1)の2.中「、病棟看護師不足解消の取組と連動しつつ」を削り、同(1)の6.中「【目標値】入院・外来収益及び経営指標

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
入院収益（百万円）	9,828	8,511	9,049	8,485	11,550
外来収益（百万円）	3,080	2,902	3,094	3,266	3,534

を

」

「【目標値】入院・外来収益及び経営指標

※ 収益、経常収支比率及び経常比率についての目標値は、実績値に基づくものである。

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
入院収益（百万円）	9,828	8,511	9,049	8,485	10,568
外来収益（百万円）	3,080	2,902	3,094	3,266	3,025

に、

」

「101.0%」を「99.0%」に、「154」を「▲151」に、「51.4%」を「50.3%」に、「26.5%」を「28.6%」に、「▲361」を「▲3,268」に改める。

第6を次のとおり変更する。

## 第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 1 予算（令和6年度から令和9年度まで）

(単位：百万円、金額は税込)

区分	金額
収入	61,799
営業収益	56,799
医業収益	53,959
運営費負担金収益	2,412
補助金等収益	428
営業外収益	677
運営費負担金収益	139
その他営業外収益	538
資本収入	4,324
運営費負担金	1,326
長期借入金	2,998
その他資本収入	0
その他の収入	0
支出	63,772
営業費用	57,289
医業費用	57,289
給与費	29,791
材料費	17,776
経費	9,524
その他	198
営業外費用	421
資本支出	6,048
建設改良費	3,105
償還金	2,943
その他資本支出	0
その他の支出	14

(注1) 期間中の診療報酬改定、消費税率改定等の税制改正、給与改定及び物価変動等の影響は考慮していない。

(注2) 数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致しない場合がある。

#### 【人件費の見積り】

中期計画期間中総額29,791百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

### 【運営費負担金の繰出基準等】

運営費負担金については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。

また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に対する運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

## 2 収支計画（令和6年度から令和9年度まで）

(単位：百万円、金額は税抜)

区分	金額
収益の部	60,085
営業収益	58,548
医業収益	53,905
運営費負担金収益	2,412
補助金等収益	427
資産見返負債戻入	1,803
営業外収益	631
運営費負担金収益	139
その他営業外収益	492
臨時利益	907
費用の部	63,716
営業費用	60,142
医業費用	57,760
給与費	29,755
材料費	16,160
経費	8,764
減価償却費	2,900
その他	181
控除対象外消費税等	2,382
営業外費用	722
臨時損失	2,852
純利益	▲3,631
目的積立金取崩額	0
総利益	▲3,631

(注1) 期間中の診療報酬改定、消費税率改定等の税制改正、給与改定及び物価変動等の影響は考慮していない。

(注2) 数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致しない場合がある。

### 3 資金計画（令和6年度から令和9年度まで）

(単位：百万円、金額は税込)

区分	金額
資金収入	66,572
業務活動による収入	57,475
診療業務による収入	53,959
運営費負担金による収入	2,551
その他の営業活動による収入	966
投資活動による収入	1,326
運営費負担金による収入	1,326
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	2,998
長期借入れによる収入	2,998
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	4,772
資金支出	66,572
業務活動による支出	58,103
給与費支出	29,521
材料費支出	17,776
その他の業務活動による支出	10,805
投資活動による支出	3,105
有形固定資産の取得による支出	3,105
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	2,957
長期借入金の返済による支出	2,634
移行前地方債償還債務の償還による支出	309
その他の財務活動による支出	14
次期中期目標期間への繰越金	2,407

(注) 数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致しない場合がある。

第11の1中「2，200」を「2，998」に改め、同第11の2の中「3，089」を「2，821」に、「7，884」を「8，893」に、「10，973」を「11，714」に改める。

## 「参 照」

### 地方独立行政法人法

第 2 6 条第 1 項 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

第 8 3 条第 3 項 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第 2 6 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

第 2 1 4 号議案

土地の取得について

次の土地を取得するものとする。

所 在	地 番	地 目	面 積	備 考
長崎市現川町	608 番	畠		一 部
同	1060 番 1	田		一 部
同	1533 番 1	同		一 部
同	1554 番 3	畠		一 部
同	1555 番 2	同		
同	2194 番	同		一 部
同	2305 番	田		一 部
同	2728 番	同		一 部
同	2804 番イ	山林	18,590.83 平方メー トル	一 部
同	2805 番	同		一 部
同	2806 番	同		一 部
同	2849 番 2	同		一 部
同	2852 番	同		一 部
同	2855 番	同		一 部
同	2856 番	同		一 部
同	2859 番	同		一 部
同	2865 番	畠		一 部
同	2872 番	同		一 部
同	又 2919 番	同		一 部

同	2963 番・ 2964 番合併	田	一部
同	3014 番 2	山林	一部
同	3026 番	同	一部
同	3027 番	畠	一部
同	3036 番	同	
同	3097 番第 1	原野	一部
同	3097 番第 2	同	一部
同	3231 番 4	山林	一部
同	3233 番	同	一部
同	3234 番 1	同	一部
同	3235 番イ	同	一部
同	3235 番口	原野	
同	3236 番	同	
同	3237 番 1	田	
同	3238 番 1	畠	
同	3239 番	山林	
同	3240 番	同	一部
同	3241 番	同	
同	3242 番	同	一部
同	3243 番	同	
同	3245 番	田	
同	3246 番 1	同	
同	3248 番 3	山林	
同	3248 番 4	同	一部

同	3299 番 1	田	一 部
同	3299 番 5	同	一 部

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

長崎市長 鈴木 史朗

### 理 由

九州新幹線西九州ルート農業用渴水対策施設の用地として前記の土地を購入したいが、この土地の購入については、その予定価格が2,000万円以上であり、かつ、その面積が5,000平方メートル以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参考」

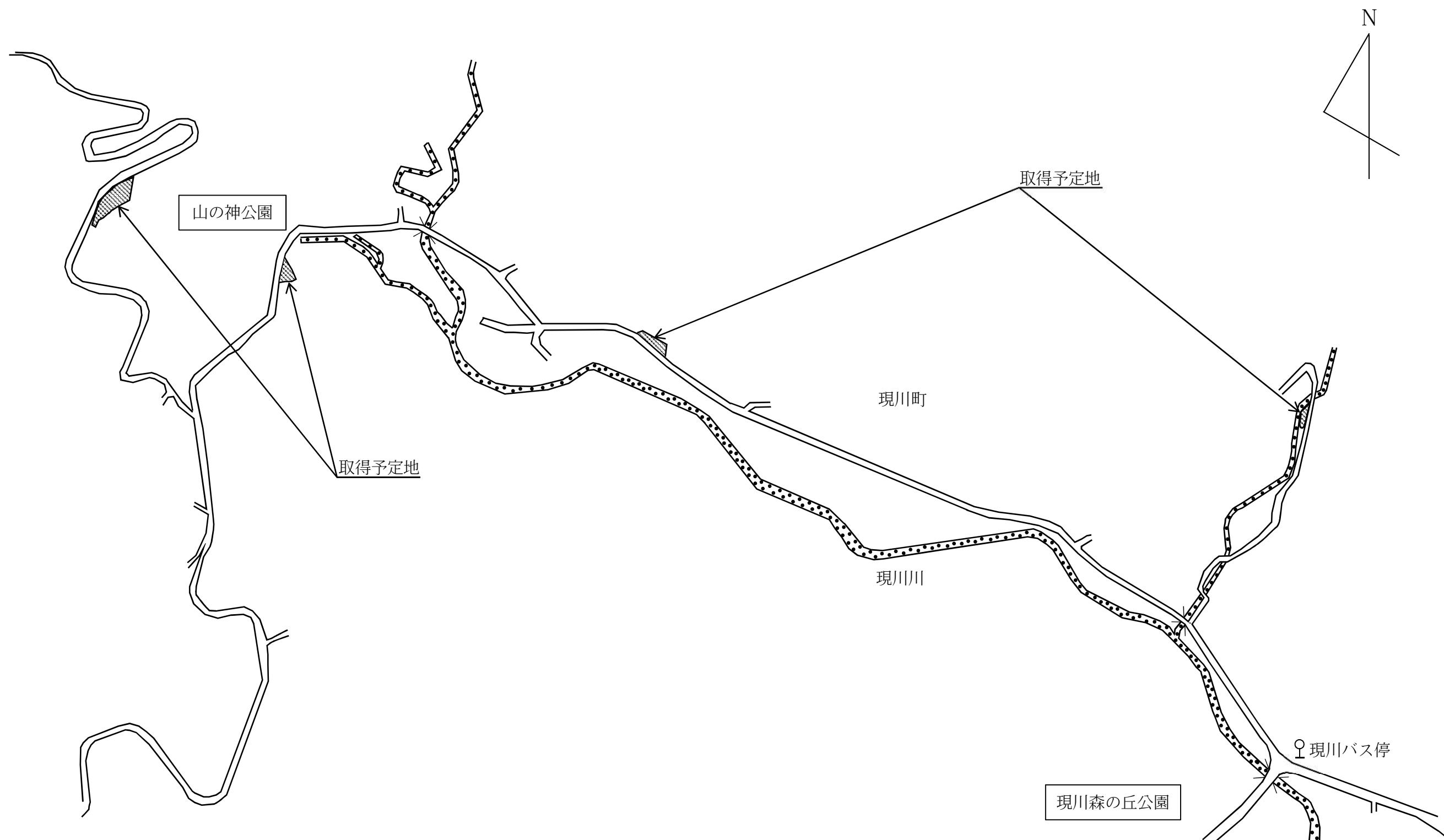
所 在	地 番	取得予定地位置図番号
長崎市現川町	608 番	①
同	1060 番 1	
同	1533 番 1	
同	1554 番 3	
同	1555 番 2	
同	2194 番	
同	2305 番	
同	2728 番	
同	2804 番イ	
同	2805 番	
同	2806 番	②
同	2849 番 2	
同	2852 番	
同	2855 番	
同	2856 番	
同	2859 番	
同	2865 番	
同	2872 番	
同	又 2919 番	
同	2963 番・ 2964 番合併	
同	3014 番 2	

同	3026 番
同	3027 番
同	3036 番
同	3097 番第 1
同	3097 番第 2
同	3231 番 4
同	3233 番
同	3234 番 1
同	3235 番イ
同	3235 番口
同	3236 番
同	3237 番 1
同	3238 番 1
同	3239 番
同	3240 番
同	3241 番
同	3242 番
同	3243 番
同	3245 番
同	3246 番 1
同	3248 番 3
同	3248 番 4
同	3299 番 1
同	3299 番 5

(3)

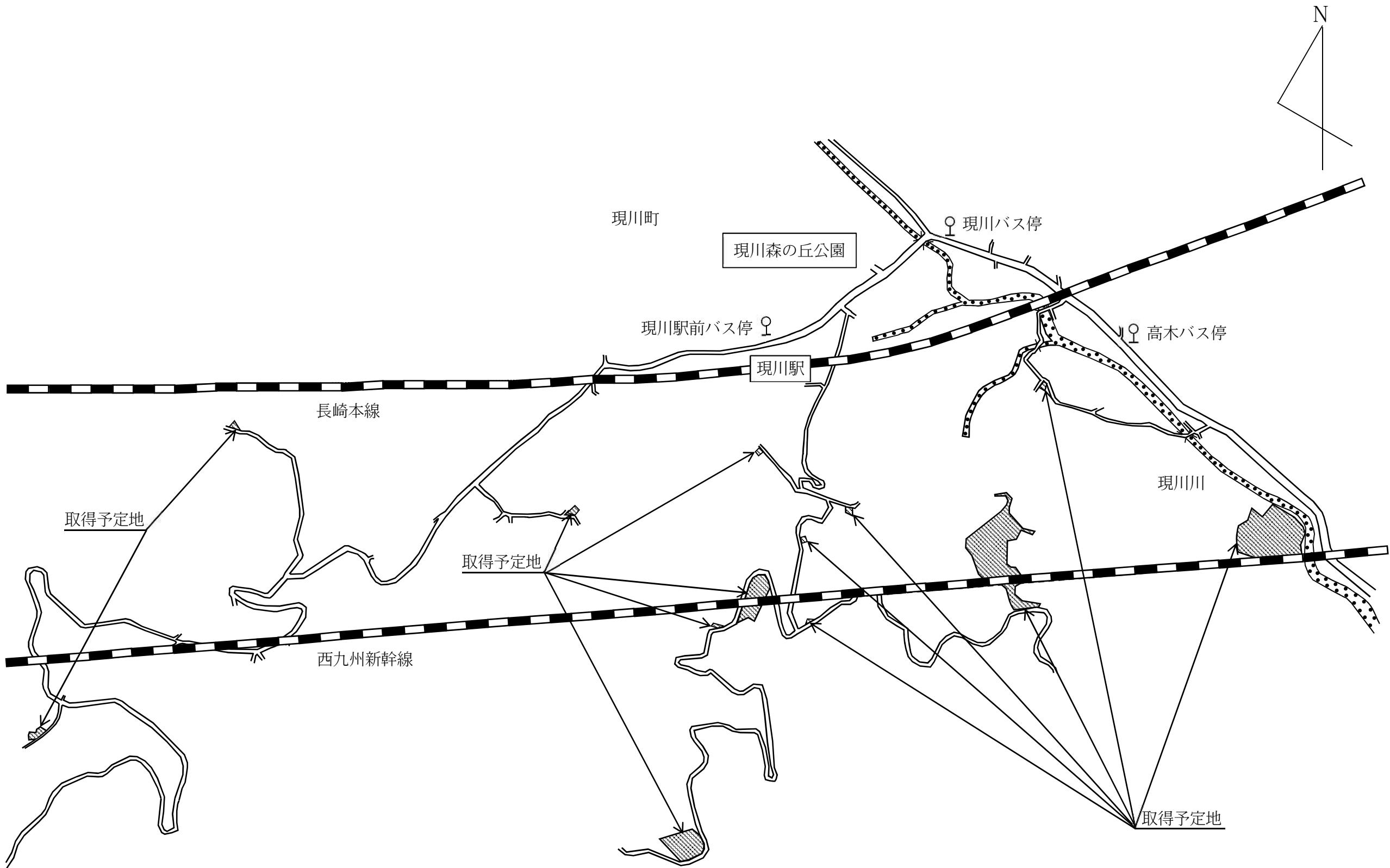
「参 考」

取 得 予 定 地 位 置 図 ①



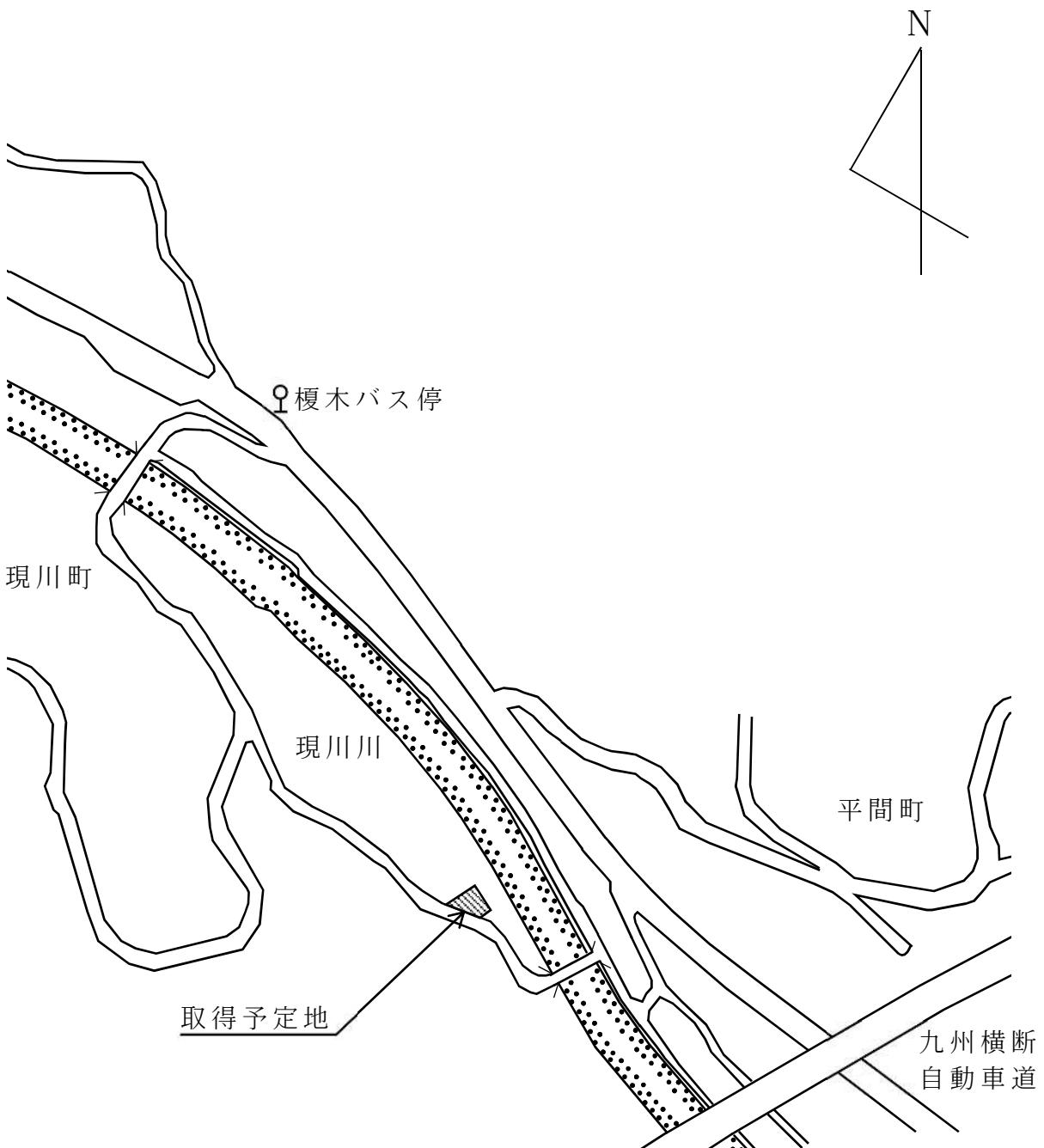
「参考」

取得予定地位置図②



「参考」

取 得 予 定 地 位 置 図 ③



「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 第215号議案

### 工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 琴海中学校改築管工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 319,000,000円
- 4 工期 議会の議決を得た日から令和9年6月30日まで
- 5 相手方 日冷・松栄特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市元船町14番10号

株式会社日本冷熱

代表取締役 石川淳一

長崎市立山5丁目4番30号

株式会社松栄設備

代表取締役 平野義高

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

琴海中学校改築管工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

## 「参考」

### 琴海中学校改築管工事の概要

- 1 工事場所 琴海戸根町
- 2 工事内容 衛生器具設備 一式
  - 給 水 設 備 一式
  - 排 水 設 備 一式
  - 給 湯 設 備 一式
  - 消 火 設 備 一式
  - ガス 設 備 一式
  - 雨水利用設備 一式
  - ろ過 設 備 一式
  - 空気調和設備 一式
  - 換 気 設 備 一式

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 第216号議案

### 工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 琴海中学校改築電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 230,220,870円
- 4 工期 議会の議決を得た日から令和9年6月30日まで
- 5 相手方 長崎市柳谷町24番43号  
原口電気株式会社  
代表取締役 原 口 真 紀

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

琴海中学校改築電気工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

## 「参考」

### 琴海中学校改築電気工事の概要

1 工事場所 琴海戸根町

2 工事内容 電 灯 設 備 一式  
動 力 設 備 一式  
受 変 電 設 備 一式  
構内情報通信網設備 一式  
構 内 交 換 設 備 一式  
情 報 表 示 設 備 一式  
映 像 ・ 音 響 設 備 一式  
扩 声 設 備 一式  
誘 導 支 援 設 備 一式  
テ レ ビ 共 同 受 信 設 備 一式  
監 視 カ メ ラ 設 備 一式  
火 災 報 知 設 備 一式  
構 内 配 電 線 路 一式  
構 内 通 信 線 路 一式

## 第217号議案

### 工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校校舎ほか解体工事（2期）の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 171,698,062円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和8年9月30日まで
- 5 相 手 方 長崎市魚の町3番36号  
株式会社親和土建  
代表取締役 山 崎 豪

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

西町小学校校舎ほか解体工事（2期）の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

## 「参考」

### 西町小学校校舎ほか解体工事（2期）の概要

1 工事場所 西町

2 工事内容

- (1) 建築物解体工事 一式
- (2) 外構解体工事 一式
- (3) その他工事 一式

3 解体する建物

(1) 構造

- ア 校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建
- イ 給食室棟 鉄筋コンクリート造平家建
- ウ 渡り廊下 鉄骨造2階建
- エ ポンプ室 鉄筋コンクリート造平家建
- オ ゴミ置場 コンクリートブロック造平家建

(2) 延べ面積

- ア 校舎棟 4,321.11平方メートル
- イ 給食室棟 294.64平方メートル
- ウ 渡り廊下 33.06平方メートル
- エ ポンプ室 11.44平方メートル
- オ ゴミ置場 12.58平方メートル

## 第218号議案

### 工事の請負契約の一部変更について

令和4年9月9日に議会の議決を得て締結し、令和6年3月15日及び同年12月13日に議会の議決を得て一部変更した新東工場整備運営事業建設工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 23,898,044,729円

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

新東工場整備運営事業 建設工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したため、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

## 「参考」

(令和4年9月9日議決)

### 工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 新東工場整備運営事業 建設工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 20,559,000,000円（令和6年3月15日に議会の議決を得て21,338,900,000円とし、及び同年12月13日に議会の議決を得て23,388,658,386円に変更）
- 4 工期 議会の議決を得た日から令和8年3月31日まで（令和6年3月15日に議会の議決を得て議会の議決を得た日から令和8年6月15日までに変更）
- 5 相手方 三菱・フジタ・MHTC特定建設工事共同企業体  
代表者 福岡市博多区博多駅中央街8番27号  
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社  
九州支店  
支店長 小倉智治  
福岡市博多区下川端町1番1号  
株式会社フジタ九州支店  
支店長 安東則好  
長崎市飽の浦町5番3号  
三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社

西日本建設統括部

西日本建設統括部長 田川重二

## 第219号議案

### 工事の請負契約の一部変更について

令和6年3月15日に議会の議決を得て締結し、同年8月13日に専決処分して一部変更した国道202号歩道橋上部ほか工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 886,480,100円

4 工期 議会の議決を得た日から令和8年4月30日まで

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

国道202号歩道橋上部ほか工事の請負契約については、工事による歩行者への影響を軽減するため、仮設歩道橋を追加で設置する必要が生じたこと等により工事の設計を変更したことに伴い、契約の金額及び工期を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参考」

(令和6年3月15日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 国道202号歩道橋上部ほか工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 852,610,000円（令和6年8月13日に専決処分して867,956,100円に変更）
- 4 工期 議会の議決を得た日から令和8年3月6日まで
- 5 相手方 矢田工業・石原組・若狭建設特定建設工事共同企業体  
代表者 福岡市博多区比恵町1番30-206号  
矢田工業株式会社九州営業所  
所長 青木肇  
  
長崎市万才町1番1号  
株式会社石原組  
代表取締役 石原吉衛  
  
佐世保市塩浜町7番24号  
若狭建設株式会社  
代表取締役 江口直有

## 第220号議案

### 工事の請負契約の一部変更について

令和6年3月15日に議会の議決を得て締結し、令和7年1月15日に専決処分して一部変更し、及び同年6月26日に議会の議決を得て一部変更した長崎駅東通り線橋梁架替工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 690,352,300円

4 工期 議会の議決を得た日から令和9年3月15日まで

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

長崎駅東通り線橋梁架替工事の請負契約については、仮設土留工のため設置する仮排水経路の仕様の変更を行う必要が生じたこと等により工事の設計を変更したこと、埋設物の撤去に日数を要したこと等に伴い、契約の金額及び工期を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参考」

(令和6年3月15日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎駅東通り線橋梁架替工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 4 80,738,500円（令和7年1月15日に専決処分して4 95,665,500円とし、及び同年6月26日に議会の議決を得て6 66,992,700円に変更）
- 4 工期 議会の議決を得た日から令和8年3月6日まで
- 5 相手方 上滝・Factory特定建設工事共同企業体  
代表者 長崎市新地町5番17号  
株式会社上滝

代表取締役 上滝 満

長崎市多以良町1551番地93

株式会社Factory

代表取締役社長 山本清和

## 第221号議案

(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部変更について

令和6年3月15日に議会の議決を得て締結した(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 6,987,349,774円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)

令和7年11月25日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理由

(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業の実施契約については、当該事業における給食の対象校を追加すること及び事前の調査結果と現場の地盤の状況が異なっていたため杭工事の施工方法等の変更を行う必要が生じたことに伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

## 「参考」

(令和6年3月15日議決)

(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 (仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業の実施
- 2 契約の方法 隨意契約
- 3 契約の金額 6,568,197,099円（金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額）
- 4 契約の期間 議会の議決を得た日から令和23年7月31日まで
- 5 相手方 長崎市興善町2番8号  
PFI長崎市スクールランチ株式会社  
代表取締役 脇本 実

## 第231号議案

### 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項第1号中「310,000円」を「310,800円」に改める。

第17条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第18条の2第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第18条の5第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号給	給料月額							
定年 前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700	円 471,900	円 525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		

18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			

	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			

	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	86	266,200	305,800	355,700						
	87	266,500	306,100	356,100						
	88	266,800	306,400	356,500						
	89	267,100	306,700	356,700						

	90	267,400	307,000	357,100							
	91	267,700	307,300	357,500							
	92	268,000	307,600	357,900							
	93	268,300	307,800	358,100							
	94		308,000	358,400							
	95		308,300	358,800							
	96		308,700	359,100							
	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							
	109		312,300	364,200							
	110		312,600								
	111		313,000								
	112		313,300								
	113		313,500								

114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	200,300 円	227,800 円	269,500 円	290,100 円	305,700 円	331,900 円	374,800 円	409,200 円	462,400 円

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表(1)を次のように改める。

医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前 再用時 短間勤務員 以外の職員	1	円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	604,100
	12	338,600	438,500	489,900	606,400
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	

27	385,400	459,500	516,900	
28	387,600	460,900	518,400	
29	389,500	462,300	519,800	
30	391,200	463,600	521,500	
31	392,900	465,000	523,300	
32	394,700	466,400	525,000	
33	396,400	467,700	526,500	
34	398,200	469,100	527,800	
35	399,800	470,400	529,100	
36	401,100	471,800	530,400	
37	402,500	473,200	531,400	
38	403,900	474,900	532,700	
39	405,300	476,500	534,000	
40	406,700	478,000	535,300	
41	408,200	479,600	536,300	
42	408,900	480,800	537,100	
43	409,500	481,900	537,900	
44	410,100	483,000	538,700	
45	410,900	484,000	539,600	
46	411,500	484,900	540,400	
47	412,100	485,800	541,200	
48	412,600	486,600	541,900	
49	413,100	487,300	542,700	
50	413,500	488,000	543,500	
51	414,000	488,700	544,200	
52	414,400	489,300	545,100	
53	414,800	489,900	546,000	
54	415,100	490,600	546,800	
55	415,400	491,200	547,700	
56	415,800	491,800	548,600	
57	416,100	492,100	549,400	

58	416,500	492,700	550,200	
59	416,800	493,300	551,000	
60	417,200	494,000	551,700	
61	417,600	494,400	552,500	
62	417,900	495,000	553,400	
63	418,200	495,700	554,300	
64	418,500	496,400	555,200	
65	418,800	496,800	556,000	
66		497,400	556,900	
67		498,000	557,800	
68		498,500	558,700	
69		499,000	559,500	
70		499,500	560,400	
71		500,000	561,300	
72		500,500	562,200	
73		500,900	563,000	
74		501,400	563,900	
75		501,800	564,800	
76		502,200	565,700	
77		502,700	566,500	
78		503,300	567,400	
79		503,800	568,300	
80		504,200	569,200	
81		504,700	570,000	
82		505,300	570,900	
83		505,900	571,800	
84		506,400	572,700	
85		506,900	573,500	
86			574,400	
87			575,300	
88			576,200	

	89			577,000	
	90			577,900	
	91			578,800	
	92			579,700	
	93			580,500	
	94			581,400	
	95			582,300	
	96			583,200	
	97			584,000	
定年 前任 再用 短時 間勤 務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		312,900 円	356,500 円	412,800 円	488,500 円

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で市長が定めるものに適用する。

別表第2 医療職給料表(3)を次のように改める。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 221,700	円 254,700	円 293,900	円 307,300	円 330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100

27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900

58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	

89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	
105	304,900	335,600	369,900	389,200	
106	305,300	336,100	370,400	389,600	
107	305,700	336,600	370,900	390,100	
108	306,000	337,100	371,400	390,600	
109	306,200	337,500	371,900	391,200	
110	306,500	337,800	372,400		
111	306,700	338,100	372,900		
112	307,000	338,400	373,300		
113	307,300	338,700	373,700		
114	307,500	339,100	374,100		
115	307,800	339,400	374,600		
116	308,000	339,700	375,100		
117	308,300	339,900	375,500		
118	308,500	340,200	376,000		
119	308,800	340,500	376,500		

120	309,100	340,700	377,000		
121	309,400	340,900	377,300		
122	309,700	341,200			
123	310,000	341,500			
124	310,300	341,800			
125	310,500	342,000			
126	310,700	342,300			
127	311,000	342,600			
128	311,400	342,800			
129	311,600	343,000			
130	311,900	343,200			
131	312,200	343,500			
132	312,600	343,700			
133	312,800	344,000			
134	313,100	344,400			
135	313,400	344,800			
136	313,700	345,200			
137	313,900	345,500			
138	314,200	345,900			
139	314,500	346,300			
140	314,800	346,700			
141	315,000	347,000			
142	315,300	347,400			
143	315,700	347,700			
144	316,000	348,100			
145	316,200	348,400			
146	316,400	348,800			
147	316,700	349,200			
148	317,000	349,600			
149	317,200	349,900			
150	317,400	350,300			

151	317,700	350,700			
152	318,000	351,100			
153	318,400	351,400			
154	318,600				
155	318,800				
156	319,100				
157	319,400				
158	319,700				
159	320,000				
160	320,300				
161	320,700				
162	321,000				
163	321,300				
164	321,600				
165	322,000				
166	322,300				
167	322,600				
168	322,900				
169	323,300				
定年 前 再 任 短 用 時 間 勤 務 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	248,800 円	269,700 円	277,300 円	288,100 円	305,100 円

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護教諭及び准看護師で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第18条の5第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合は100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第4条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与等に関する条例（昭和28年長崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の227.5」と」の次に「、「100分の

「177.5」とあるのは「100分の232.5」と」を加える。

第6条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の172.5」を「100分の175」に、  
「100分の227.5」と、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

(非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第7条 非常勤の職員の報酬等に関する条例(昭和31年長崎市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合は100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第8条 非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(長崎市監査委員条例の一部改正)

第9条 長崎市監査委員条例(昭和39年長崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「100分の227.5」と」の次に「、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」と」を加える。

第10条 長崎市監査委員条例の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「100分の172.5」を「100分の175」に、  
「100分の227.5」と、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

(長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和41年長崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の227.5」と」の次に「、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」と」を加える。

第12条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の172.5」を「100分の175」に、「100分の227.5」と、「100分の177.5」とあるのは「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第13条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に、「740,000」を「765,000」に、「864,000」を「893,000」に改める。

第9条第2項中「100分の95」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を加え、「100分の87.5」を「100分の127.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の130」に改める。

第14条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分

の 97.5」を「100分の 96.25」に、「100分の 105」を「100分の 106.25」に、「100分の 127.5」と、「100分の 107.5」とあるのは「100分の 130」を「100分の 128.75」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条及び第14条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職の職員給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の非常勤の職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の非常勤職員報酬条例」という。）の規定、第9条の規定による改正後の長崎市監査委員条例（以下「改正後の監査委員条例」という。）の規定、第11条の規定による改正後の長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の上下水道事業管理者給与条例」という。）の規定及び第13条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (給与等の内扱)

- 3 改正後の一般職の職員給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の

職員の給与に関する条例の規定又は第13条の規定による改正前的一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職の職員給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

4 改正後の市長等給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の非常勤職員報酬条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の市長及び副市長の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の非常勤の職員の報酬等に関する条例の規定、第9条の規定による改正前の長崎市監査委員条例の規定又は第11条の規定による改正前の長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市長等給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の非常勤職員報酬条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和7年12月12日提出

長崎市長 鈴木史朗

理由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 本市の一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の額、宿日直手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定したい。
- 2 特定期付職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定したい。
- 3 市長、副市長、教育長、議会の議員、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の期末手当の支給割合を改定したい。